

平成 28 年度に予定されている国民健康保険関係の制度改正

○国民健康保険税の課税限度額の見直し

中間所得層の被保険者の負担に配慮した見直しが行われる。

区 分	現 行	平成 28 年度	増 減
医療分	52 万円	54 万円	2 万円
支援分	17 万円	19 万円	2 万円
介護分	16 万円	16 万円	増減なし
合計	85 万円	89 万円	4 万円

○国民健康保険税軽減対象所得基準の見直し

経済動向等を踏まえ、軽減判定所得の見直しが行われる。

区 分	現 行	平成 28 年度
7 割	基礎控除額 33 万円	基礎控除額 33 万円
5 割	基礎控除額 33 万円 + 26 万円×被保険者数	基礎控除額 33 万円 + 26.5 万円×被保険者数
2 割	基礎控除額 33 万円 + 47 万円×被保険者数	基礎控除額 33 万円 + 48 万円×被保険者数

○入院時食事療養費自己負担額の見直し

在宅療養との公平等の観点から調理費が含まれるよう段階的に引き上げられる。

ただし、低所得者、難病、小児慢性特定疾患者の負担は引き上げられない。

現 行	平成 28 年度から	平成 30 年度から
1 食 260 円	1 食 360 円	1 食 460 円